

公務員も確定申告は必要？



年末調整を行っている公務員は、原則的には確定申告をおこなわなくてもよいことになっています。しかし、「確定申告をする必要があるケース」や「確定申告する方がよいケース」があります。

<確定申告をする必要がある例>

- ・給与の年収が2,000万円超の人
- ・1つの事業所から給与を受けていて、給与や退職金以外の合計所得が20万円超の人
- ・2つ以上の事業所から給与を受けていて一定の収入がある人

<確定申告をする方がよい例>

- ・その年に住宅ローンを借りた
- ・ふるさと納税を行いワンストップ特例制度を申請していない
- ・年間の医療費が家族と合わせて10万円以上かかった
- ・年末調整で控除できなかった証明書がある



<確定申告をする方がよい例>は、**確定申告をすることで税金が戻ってくる可能性がある**ものです。他に、「災害や盗難などで資産に損害を受けた」「株や投資信託で大きな損失がでた」といった場合も可能性があります！！上記は一例となりますので、詳細は国税庁のHPをご確認ください。

～ 確定申告の期間は、通常2月中旬から3月上旬までとなります ～

iDeCo (イデコ) の 加入手続きについて



iDeCoとは、自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度で、税制上の優遇措置が講じられています。

加入の手続きは、iDeCoの口座を開設する金融機関を通じて「加入申出書」を国民年金基金連合会に提出することによって行います。

公務員がiDeCoに加入する際、「**第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)**」が必要となります。金融機関から、上記証明書を取り寄せて、必要事項を記入のうえ各校の事務職員までご提出ください。

特殊勤務実績簿

11月分

11月24日(水) 締切

その後、すぐにシステム入力し、12月の給与で支給します。期限までの提出にご協力ください。



◆学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177

FAX 82-2766